

1 金属類の中間処理及び新たな指定袋の導入

(1) 導入経緯

小型家電を含む金属類（以下「金属類」という。）には、スプレー缶・ガスボンベ、ライター、充電式電池（以下「発火性危険物」という。）が多く含まれており、ごみ収集車やごみ処理施設において火災事故が発生しているため。

(2) 事業概要

①中間処理について（4月から）

発火性危険物と不燃性の金属類に分別する中間処理工程を導入（委託）するとともに、それぞれ分別区分ごとに適正な処分を行う。

②指定袋の導入について（10月から）

発火性危険物を排出するための新たな指定袋を導入するにあたり、令和3年3月議会で春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例を改正し、内容を刷新した「資源・ごみの出し方便利帳」を4月号広報とともに全戸配布した。

本年度は、町内会への出前講座やごみ分別アプリなどの情報媒体による周知啓発を行うとともに、9月に新たな指定袋と制度説明チラシ（4月に配布した「資源・ごみの出し方便利帳」の一部を差し替えるもの）を全戸配布する。

指定袋製造事業者に対して、新たな指定袋の製造を許可するとともに、9月からの店頭販売に向けて、小売店等へ周知啓発を行う。

(3) 効果、影響等

①中間処理について

ア 火災事故を防止し、安定的・継続的な廃棄物処理を行うことが可能である。

②指定袋の導入について

ア 市民の発火性危険物に対する分別意識の向上が図られる。

イ 家庭からの排出段階で分別が徹底されることで、分別処理を効率的に行うことができ、処理経費の削減に繋がる。

ウ 市民には、指定袋購入の負担増を求めることとなるが、これまで排出時に使用されていたレジ袋が令和2年7月1日から有料化されていることを考慮すると、代替の袋を購入する必要があるため、影響は限定的であると考えている。

エ 全戸配布する指定袋については、バイオマス素材を配合する予定である。これにより、市民のプラスチック削減意識の高揚に繋がる。

(4) スケジュール

令和3年4月～	中間処理（分別）・適正処理開始 指定袋の製造事業者への許可、小売店舗への周知啓発 出前講座、ごみ分別アプリなど情報媒体による周知啓発
9月	指定袋と制度説明チラシの全戸配布、広報掲載、指定袋の店頭販売開始
10月	指定袋導入、使用開始
11月～	指定袋の使用率等の把握（金属類の排出状況調査）

2 一般廃棄物処理手数料の改定

(1) 改定に係る考え方

クリーンセンターでは、市民から一般廃棄物の持込みを受け入れており、その処理手数料は、「春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」で定め、10kg以上の部分につき100円/10kg徴収している。

その処理手数料は、平成23年10月の改定から10年が経過し、現在のごみ処理経費と乖離が発生している。また、近隣市の処理手数料との間にも格差が生じており、市外からの持ち込みが懸念される場所である。

こうしたことから、ごみ処理経費や近隣市との均衡を図るため、一般廃棄物の処理手数料を改定するものである。

条例の施行日は、令和4年4月1日とする。

(2) スケジュール

令和3年4月	第1回廃棄物減量等推進審議会の開催（趣旨説明）
6月	市長から審議会へ諮問
8月	第2回廃棄物減量等推進審議会の開催（意見聴取）
9月	審議会から市長へ答申
9月	処理手数料（案）の決定
12月	12月定例議会へ条例改正案上程
令和4年1月～	市民への周知・啓発